

多年代の建築物を有する城下町の景観特性の把握に関する研究 —大分県竹田市城下町地区における景観ガイドライン策定に関する研究 その1—

正会員 ○長弘 颯太郎*1 同 姫野 由香*2 準会員 後藤 大輝*3 同 清川 智裕*3 正会員 横田 彩夏*1

7.都市計画—6.景観と都市デザイン 都市計画

景観法 景観計画 景観ガイドライン

1 研究の背景と目的

我が国における景観施策を遡ると、2004年の景観法整備以前から、500を超える自治体が自主条例として景観条例を制定し、積極的な景観整備・保全に努めてきた。しかし、自主条例に基づいた規制としての届出勧告には強制力がない。また、修景に関する税・財政上の支援体制が不十分であるという課題があった。こうした背景から、2004年に景観法が制定され、自主条例が、法に基づく景観条例、計画に移行することで、地域の景観の固有性を保ちつつ、開発のコントロールの実効性が高まることが期待された²⁾。

しかし、秋田³⁾の研究では、自主条例の内容の全てが景観条例、計画に移行されないことや、移行の際に抽象的な景観形成基準の記述が生じる問題が指摘されている。

また、栗山ら⁴⁾によると景観ガイドライン(以下ガイドライン)は、景観条例と計画の解説、自主ルールによる景観誘導の2つを主たる目的として策定されてきたとしている。さらに、ガイドラインの対象範囲を狭くすることにより、景観特性や景観形成基準の意図に即した、具体的な解説が記述され易いとしている。つまり、自治体が地域特性を反映した具体性のあるガイドラインの策定を目指す場合は、景観特性に応じて、既存の景観計画区域を細分化することが重要であることがわかる。

各種計画区域⁵⁾の細分化に関する研究として、松本ら⁶⁾は、対象区域内における住宅や付属屋といった景観構成要素の現状の分布を調査し、景観特性を明らかにしている。しかし、長期間にわたって新築・改築などの開発が繰り返され、景観が形成されてきた地域では、現存する構成要素の傾向のみから、地域の景観特性を把握するのは困難である。

そこで本研究では、自主条例に基づき歴史的な景観整備・保全に努めてきた地域に注目し、現存する景観構成要素の調査に加え、古地図等により、過去の土地利

用を調査し、地域の歴史的な景観特性を捉えることで、区域の細分化を試みる。

本研究では、1979年から自主条例に基づく景観整備・保全に努めてきた、江戸時代の町割りが残る大分県竹田市の城下町地区^{註2)}を研究対象とする。また、年代ごとの土地利用や水路の変遷から、城下町地区の街区を類型化し、城下町地区の細分化の為の知見を得ることを目的とする。

2 研究の方法と研究対象地

2-1 研究の方法

本稿その1では、3つの古地図、公図⁶⁾⁷⁾⁸⁾による文献調査と現地調査を行う。まず、年代ごと^{註3)}の敷地数の変化と、その要因を把握する(3-1)。また、城下町地区において重要な景観構成要素とされる^{註4)}水路の位置の変遷から、街区を類型化する(3-2)。

2-2 研究対象地について

大分県竹田市は、2016年に竹田市景観計画(以下、景観計画)を策定した。同計画において、城下町地区は「町並み景観エリア」として景観形成重点地区^{註2)}に指定されている。また、本研究では、古地図⁶⁾に描画されている範囲のうち、町割りが大きく変化した箇所⁹⁾を除外し、研究対象地とした(図1)。

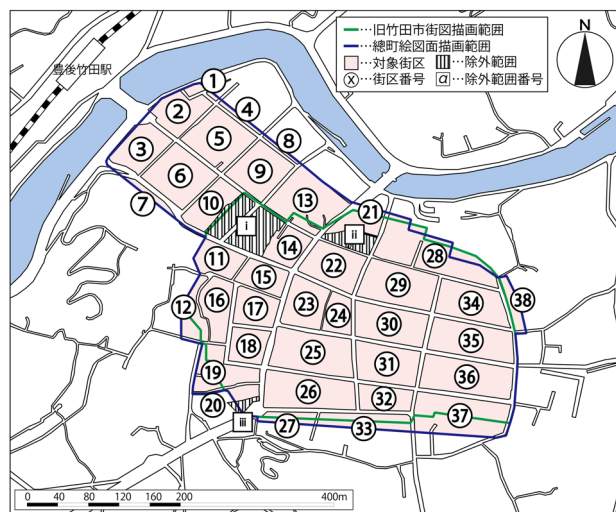


図1 研究対象地と調査対象の街区

Research on understanding the landscape characteristics of a castle town composed by multi-period architecture.

A study on the Formulation of Landscape Guidelines in Taketa castle town, Oita Prefecture — Part 2

NAGAIRO Sotaro, HIMENO Yuka, GOTO Daiki, KIYOKAWA Chihiro, YOKOTA Ayaka

3 城下町地区の土地利用変化

敷地割や土地利用の変化を調査するにあたり、古地図⑨を用いて ArcGIS のジオリファレンス機能により、図 2-I, II を作図した。図 2-III についても、同様に、文献⑧から作図した。また本研究では、各地図の参考文献の作図時期である「1647~1666 年」「1869 年」「2023 年」

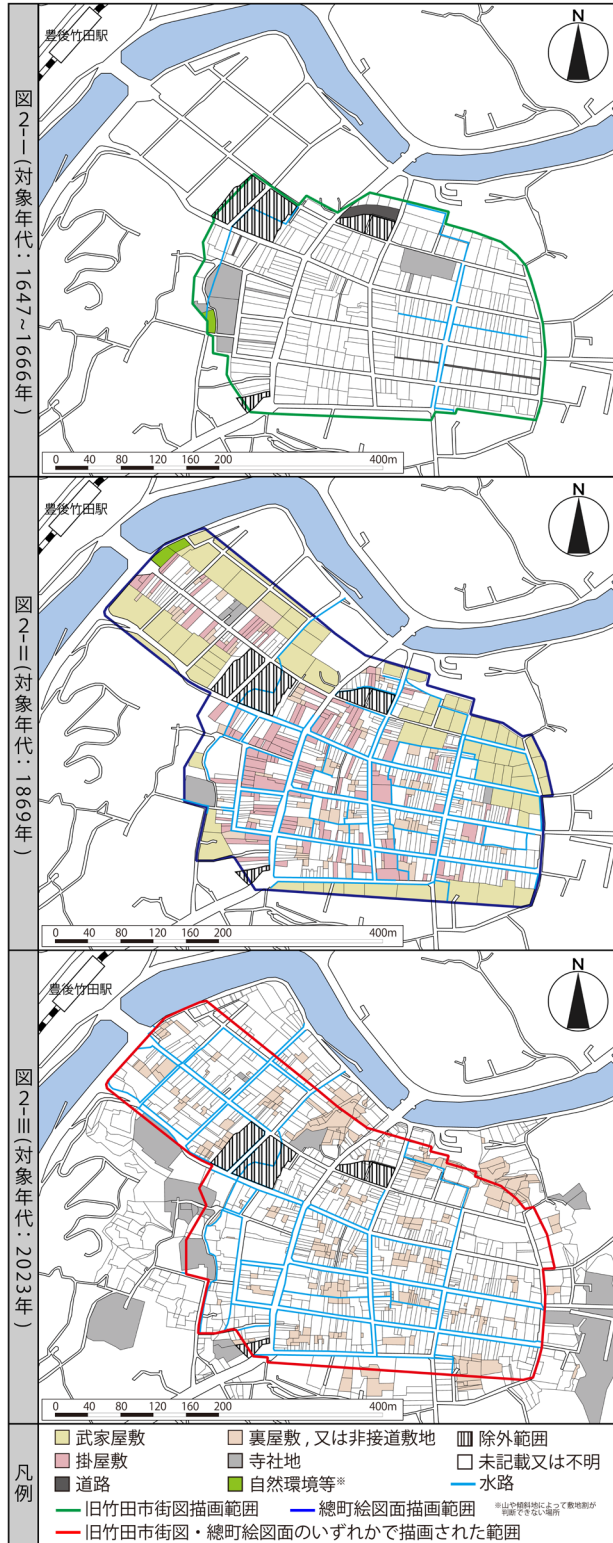


図2 各年代の敷地割と土地利用

を、順に年代 I, II, III とする。

3-1 年代ごとの敷地数の変遷

対象街区を構成する敷地数について、図 2-I, II, III を用いて集計した結果を表 1 に示す。年代 I では、街区番号①~⑩, ③⑧が城下町ではなかった為、年代 I から II の比較においては街区番号⑪~⑳のみで行う。

敷地数合計に着目すると、年代 I から II にかけて 300 件から 633 件に増加(増加率:211%)している(表 1 計*)。また、年代 II から III にかけては、740 件から 1015 件に増加(増加率:137.16%)している。これは、年代 I から年代 III にかけて、城下町地区の人口が増加したことによると考えられる。

次に、敷地割数の増加要因を特定する為に、街区ごとの敷地数の変化率に着目する。年代 I から II において、各街区の変化率の平均である 211%を上回るのは街区番号⑬, ⑯, ⑲, ⑳, ㉓, ㉔, ㉖, ㉗, ㉙, ㉚, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿ の計 16 街区(A 街区群とする)であった。また、年代 II

から III において、変化率の平均値である 137.16%を上回るのは街区番号①, ②, ④~⑩, ⑫, ⑬, ⑮, ⑰, ⑱, ⑳, ㉓, ㉔, ㉖, ㉗, ㉙, ㉚, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿

表 1 対象街区ごとの敷地数と変化率

街区番号	敷地数				
	年代 I	I から II の変化率	年代 II	II から III の変化率	年代 III
①			2	250.0	5
②			9	277.8	25
③			15	126.7	19
④			1	600.0	6
⑤			17	170.6	29
⑥			20	165.0	33
⑦			1	500.0	5
⑧			1	800.0	8
⑨			22	159.1	35
⑩			16	175.0	28
⑪	8	125.0	10	130.0	13
⑫	4	100.0	4	175.0	7
⑬	1	400.0	4	1125	45
⑭	8	175.0	14	121.4	17
⑮	11	118.2	13	176.9	23
⑯	2	550.0	11	136.4	15
⑰	6	300.0	18	38.9	7
⑱	8	300.0	24	75.0	18
⑲	4	350.0	14	200.0	28
⑳	2	200.0	4	200.0	8
㉑	5	480.0	24	116.7	28
㉒	15	226.7	34	120.6	41
㉓	16	243.8	39	110.3	43
㉔	8	250.0	20	125.0	25
㉕	20	285.0	57	80.7	46
㉖	16	293.8	47	119.1	56
㉗	1	300.0	3	66.7	2
㉘	14	150.0	21	309.5	65
㉙	11	427.3	47	100.0	47
㉚	24	200.0	48	106.3	51
㉛	18	272.2	49	110.2	54
㉜	8	212.5	17	105.9	18
㉝	1	400.0	4	150.0	6
㉞	18	16.7	3	533.3	16
㉟	32	121.9	39	115.4	45
㊱	24	158.3	38	128.9	49
㊲	15	180.0	27	163.0	44
㊳			3	166.7	5
計	300	-	740	-	1015
計*	300	-	633	-	822
avg	-	211	-	137.16	-
備考	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)
凡例	400.0	...	各期の平均(avg)以上		

の計 19 街区(B 街区群とする)であった。A,B 街区群を対象に、図 2-II の土地利用実態から、武家屋敷、掛屋敷、裏屋敷の数を集計し

表 2 A 街区群の敷地種別集計

街区番号	武家屋敷		掛屋敷		裏屋敷		総数
	数	割合	数	割合	数	割合	
	(a)	100(a/A)	(b)	100(b/A)	(c)	100(c/A)	
13	4	100	0	-	0	-	4
16	0	-	1	9.09	1	9.09	11
17	0	-	14	77.78	2	11.11	18
18	0	-	8	33.33	1	4.17	24
19	2	14.29	5	35.71	2	14.29	14
21	1	4.17	4	16.67	5	20.83	24
22	0	-	11	32.35	6	17.65	34
23	0	-	9	23.08	7	17.95	39
24	0	-	3	15.00	4	20.00	20
25	0	-	13	22.81	11	19.30	57
26	0	-	6	12.77	12	25.53	47
27	3	100	0	-	0	-	3
29	2	4.26	4	8.51	6	12.77	47
31	0	-	5	10.20	9	18.37	49
32	0	-	7	41.18	3	17.65	17
33	4	100	0	-	0	-	4
avg	1	20.17	6	21.15	4	13.04	26
△	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)

表 3 B 街区群の敷地種別集計

街区番号	武家屋敷		掛屋敷		裏屋敷		総数
	数	割合	数	割合	数	割合	
	(a)	100(a/A)	(b)	100(b/A)	(c)	100(c/A)	
1	2	100	0	-	0	-	2
2	2	22.22	2	22.22	1	11.11	9
4	1	100	0	-	0	-	1
5	2	11.76	2	11.76	3	17.65	17
6	3	15.00	3	15.00	6	30.00	20
7	1	100	0	-	0	-	1
8	1	100	0	-	0	-	1
9	3	13.64	5	22.73	3	13.64	22
10	4	25.00	2	12.50	3	18.75	16
12	1	25.00	0	-	0	-	4
13	4	100	0	-	0	-	4
15	0	-	8	61.54	0	-	13
19	2	14.29	5	35.71	2	14.29	14
20	0	-	1	25.00	0	-	4
28	12	57.14	2	9.52	0	-	21
33	4	100	0	-	0	-	4
34	9	69.23	0	-	0	-	13
37	4	14.81	4	14.81	2	7.41	27
38	3	100	0	-	0	-	3
avg	3	50.95	2	12.15	1	5.94	10
△	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)

同一街区内の敷地数に対し、掛屋敷および裏屋敷の占める割合が大きい街区は、付近に有力な商家があったと推察でき、町人地に位置づけられると考えられる。

次に B 街区群の武家屋敷の数に着目すると、街区番号 15,20 以外の計 17 の街区は、武家屋敷地である街区である。これから、年代 II 以降、武士の身分制度が消失したことで、武家屋敷地が分筆されたと考えられる。

3-2 水路位置の変遷

各年代における街区の水路の有無を調査し、表 4 に結果をまとめた。対象範囲内に水路がある街区は、年代 I から III にかけて 13,26,34 件と増加傾向にあることがわかる。次に、街区の外周水路の有無に注目する。年代

I から III にかけて、外周全体に水路がある街区は、0,8,8 件、外周の一部に水路がある街区は、9,18,26 件と増加傾向にある。一方で、外周に水路が無い街区は、4,0,0 件と年代 II で消失したことがわかる。以上より、敷地の分筆に伴う密集化を原因とした火災への対策として、年代を問わず街区外周に水路を整備してきたことが考えられる。

表 4 年代別水路の有無

年代	街区外周水路の有無	街区内水路		小計
		あり	なし	
		(単位:件)		
[年代 I]	全体	0	0	0
	一部	6	3	9
	なし	4	-	4
小計		10	3	13
[年代 II]	全体	6	2	8
	一部	8	10	18
	なし	0	-	0
小計		14	12	26
[年代 III]	全体	2	6	8
	一部	4	22	26
	なし	0	-	0
小計		6	28	34

さらに、街区内水路がある街区に注目すると、年代 I から II にかけて 10 から 14 件へと増加している。増加の要因として、通りに面しない裏屋敷地での居住環境整備、火災による延焼防止の 2 点が考えられる。しかし、年代 III において、街区内水路は 6 件へと減少した。これは建築・防火技術の発展によって、水路を延焼防止策

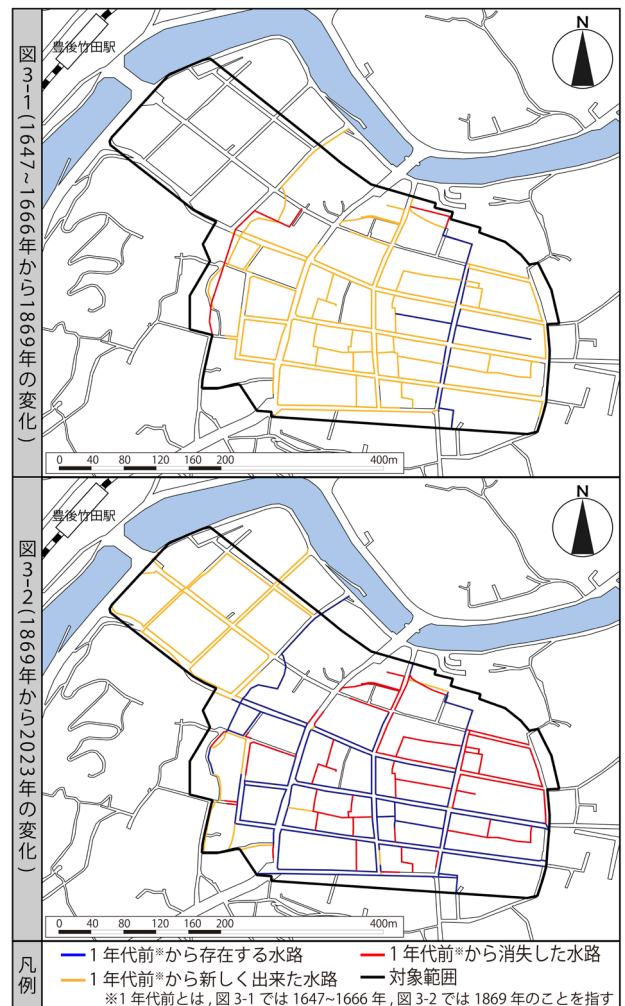


図 3 各年代の水路位置の変遷

として利用する必要性が低下し、水路が消失、又は暗渠となった為であると考えられる。

次に、水路位置に基づく街区の類型化を行うために、街区外周及び内部の水路位置に着目する。各年代の街区外周水路と街区内部水路の変化を図3に示す。また、古地図⑦は明治初期の図面であり、江戸期に城下町の形成が完了した様子が描かれていると想定し、年代ⅡからⅢへの水路位置の変化として図3に示す。

まず、図3-2の水路に注目すると、対象範囲の北西部では新しい水路が発生(図3 黄線)している。収集資料からは城下町と水路の建設時期は同時期か否かは判明しなかったが、他の現存する街区と同様に街区外周水路がある時期に整備されていることがわかる。一方で、北東部では多くの水路が消失(図3 赤線)している。特に、街区④は、1950年に竹田町立竹田幼稚園が建設され、2017年には市立図書館が新築移転された¹⁰⁾ため、水路が保全されず、消失したと考えられる。また、南部には年代Ⅱの水路が多く残存(図3 青線)している。これは、建物の新築行為等の開発行為が進行せず、水路の位置が維持された為であると考えられる。

4 総括

本稿その1では、年代ごとの敷地数の変化と、その要因、水路の位置の変遷から、街区形状の維持、変化の実態を把握し、細分化における要件を明らかにした。

【敷地数の変化からみる土地利用】敷地数の変化率で特徴的であった街区の、武家屋敷、掛屋敷、裏屋敷の数、割合を明らかにした。これにより、同一街区内の敷地数に対し、掛屋敷および裏屋敷の占める割合が大きい街区は町人地として位置づけられるなど、過去の土地利用を推察した。

【水路位置の変遷からみる街区の類型】水路の有無に注目して街区を分類し、年代ごとの水路の件数の増減を明らかにした。増加の要因として、通りに面しない裏屋敷地での居住環境整備、火災による延焼防止、減少の要因として、水路を延焼防止策として利用する必要性が低下し、水路が消失、又は暗渠となったことが予想された。

以上より、竹田城下町の街区を、敷地割と水路変化の観点から類型化した(表5, 6)。

表5 土地利用による街区の分類

名称	定義	該当街区
武家地	街区に武家屋敷地のみ	①, ④, ⑦, ⑧, ⑬, ⑲, ⑳, ㉓, ㉔
武家・町人地	街区に武家屋敷地、未記載敷地、掛屋敷(または裏屋敷)がある	②, ③, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑱, ㉒, ㉕, ㉖, ㉗
武家・寺地	街区に武家屋敷があり、かつ寺地がある	⑫
武家・寺社・町人地	街区に武家屋敷、寺地、未記載敷地、掛屋敷(又は裏屋敷)がある	⑤, ⑬
町人地	未記載敷地、掛屋敷(又は裏屋敷)がある	⑪, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑳, ㉑, ㉒, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙

表6 水路の変遷による街区の分類

名称	定義	該当街区
外周水路保存型	街区外周全体の水路が維持されている街区	⑧, ⑲, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗
既存水路維持型	街区内の水路が維持されているが、街区内部の一部の水路にとどまる街区	①, ③, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑱, ㉒, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟
新設水路型	新たにつくられた水路がある街区	②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ㉑, ㉒
水路消失型	いずれかの水路が消失した街区	④

しかし、城下町地区の細分化のための条件として、街区ごとの特徴を捉えるにとどまっている。したがって、その2では、同一街区内に混在している土地利用に注目し、敷地のまとまりを明らかにすることで、より詳細な城下町地区の細分化を試みる。さらに、細分化した城下町地区に即したデザインコードを明らかにすることを今後の課題とする。

【補注】

- 注1) 松本らは景観計画によって定められた景観形成重点地区を対象とした。しかし、同様に景観計画や重要文化財の保存地区計画などに示される区域設定も細分化されることで、景観特性や景観形成基準に即した具体的な解説が記述され易いことが考えられる。したがって、ここでは景観計画区域や伝建地区といった区域設定を各種計画区域とした。
- 注2) 都市計画法に定める景観地区ではなく、竹田市が景観計画によって独自に定める地区。
- 注3) 本研究で扱う年代とは、Ⅰ.1647~1666年、Ⅱ.1869年、Ⅲ.2023年の3年代である。現存する古地図のうち、町内の敷地割が確認できる文献(表1)を調査に用い、文献の作成年を年代に引用した。
- 注4) 竹田市景観計画において、水路は竹田城下町において重要な景観構成要素とされる。また、城下町の街区構成や建築物の形態意匠等に影響を及ぼしたとされる記載や調査の実態は確認できない。

【参考文献】

- 国土交通省(2014)『景観法制定10周年を迎えて』
- 景観まちづくり研究会編著(2004)『景観法を活かす』学芸出版社
- 秋田典子(2006.10)『自主条例の景観法に基づく景観条例、景観計画への移行実態に関する研究-神奈川県内の自主条例を有する景観行政団体を事例として』日本都市計画学会都市計画論文集No.41-3
- 栗山尚子,三輪康一(2014.10)『景観行政における景観ガイドラインの実態と役割に関する研究』日本都市計画学会都市計画論文集,vol.49No.3
- 松本直司,船曳悦子,東美緒,香村翼(2014.10)『旧城下町の地区特性に基づく景観計画の実践-可見市元々利地区を対象として-』日本建築学会技術報告集第20巻,第46号,1095-1098
- それぞれ表1に示す通りである。
- 番号
- 文献名称
- 年代
- 概要
- 6) 旧竹田市街図 1647~1666 町内(古町除く)の屋敷割,所有者名,表口の周数が記載
- 7) 總町給図面 1869 町内の屋敷割,所有者名,掛・裏屋敷の別が記載
- 8) 竹田市地籍図 2023 町内の敷地境界線,道路,水涯線が記載
- 9) 竹田市歴史文化館・由学館『竹田の歴史シリーズNo.2 岡城・城下町給図』
- 10) 竹田市教育委員会(2005)『わたしたちの図書館基本構想 竹田市新図書館建設基本構想』pp.6

*1 大分大学大学院工学研究科博士前期課程 大学院生
 *2 大分大学理工学部理工学科建築学プログラム・准教授 博士(工学)
 *3 大分大学理工学部創生理工学科建築学コース 学部生

*1 Graduate Student, Oita Univ.
 *2 Associate Professor, Faculty of Science and Technology, Oita Univ., Ph.D
 *3 Undergraduate Student, Oita Univ.